

長南町に
住もう!

令和5年度から



若者世帯の住まいづくり 若者定住及び 三世代同居促進事業



地域の活性化と定住人口の増加および高齢者のみの世帯の抑制を目的として、住宅取得奨励金「**上限200万円**」を交付します。条例で定める期間内に長南町で住宅を取得した45歳以下の方(夫婦の場合は、どちらかが45歳以下の夫婦)で、一定の要件を満たす場合が対象です。

詳しくは
裏面へ



野見金公園

奨励金

新築住宅 70万円～
中古住宅 30万円～

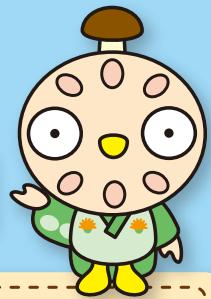
フラット35
地域連携型使えます!

※事前相談が必要となります



長南町

長南町に住もう!! 住宅取得奨励金制度のご案内



長南町住宅取得奨励金制度

◎新築住宅の場合 ※対象住宅を取得した日から1年以内に申請してください

奨励金: **70万円**

加算額	A 町内建設業者利用の場合 50万円
	B 町外からの転入者一人につき 10万円
	C 同居する18歳未満の子ども一人につき 10万円
	D 同居する親がいる場合一人につき 10万円



対象となる新築住宅

- 居住用床面積が50m²以上であること
- 申請者(夫婦)の持分合計が1/2以上であること
- 建築基準法第6条第1項に該当する建築物の場合は同法に規定する検査済証の交付を受けていること

交付対象者	・対象住宅に定住していること ・10年以上継続して居住すること ・45歳以下であること(夫婦の場合は夫婦のどちらかが45歳以下であること) ・町税等の滞納がないこと ・過去に本制度を活用し奨励金を受け取ったことがないこと
--------------	--

◎中古住宅の場合 ※対象住宅を取得した日から1年以内に申請してください

奨励金: **30万円**

加算額	● 町外からの転入者一人につき 10万円
	● 同居する18歳未満の子ども一人につき 10万円
	● 同居する親がいる場合一人につき 10万円

対象となる中古住宅

- 居住用床面積が50m²以上であること
- 購入価格が300万円以上であること
- 申請者(夫婦)の持分合計が1/2以上であること
- 3親等内の親族から購入したものでないこと

交付対象者	・対象住宅に定住していること ・10年以上継続して居住すること ・45歳以下であること(夫婦の場合は夫婦のどちらかが45歳以下であること) ・町税等の滞納がないこと ・過去に本制度を活用し奨励金を受け取ったことがないこと
--------------	--

例 町外から夫婦と子ども2人と夫の親1人で
町内建設業者が建設した新築住宅に転入すると

※助成額の上限は200万円になります
※長南町住宅取得奨励金は、所得税法上の
一時所得に該当する場合がございます。

奨励金	+ A 町内業者利用加算	+ B 町外からの転入加算	+ C 子ども[18歳未満]2人加算	+ D 親1人加算	= 200万円
70万円	50万円	10万円×5人=50万円	10万円×2人=20万円	10万円×1人=10万円	

お問い合わせはこちらまで

長南町役場 企画財政課 電話0475-46-2113

※条例・規則・申請書様式は町HPにも掲載しております。

